

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和5年度）

住 所 長崎県長崎市大橋町4番5号  
 事業者名 長崎電気軌道株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 中島典明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
諏訪神社停留場	・国土交通省主体の交通渋滞緩和を図る改良事業に伴う停留場移設により平面接続化・転落防止柵・上屋・内方線付き点状ブロック整備を実施する。	・令和6年度に延期
新地中華街停留場	・混雑緩和のための電停改良に伴う、転落防止柵・上屋・内方線付き点状ブロック整備を実施する。	・道路管理者及び警察との協議が進捗しておらず延期（実施時期未定）
誘導ブロック等の整備	・改良等の計画がある停留場については、内方線付き点状ブロック整備を実施していく。	・市役所(3系)停留場で実施済み

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者に関する教育	・運輸部門を対象とする研修会において、障害者対応に関する研修を行う。	・計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー対応車両の運行	・バリアフリー対応車両の数が限られているため、バリアフリー対応車両の導入数と高齢者や障害者の利用状況に応じて運行計画を継続的に見直す。	・見直した上で現状維持

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
インターネットを利用した車両位置情報発信の充実	・ロケーションシステムでバリアフリー対応車両の運行情報を提供する。	・計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者に関する教育	・運輸部門を対象とする研修会において、障害者対応に関する研修を行う。	・計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容	前年度の実施状況
車内優先席案内の周知方法の見直し	・既存の掲出ステッカーも含めた周知方法の見直しを行う。	・計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・促進のため電車事業部が事業実施や進捗状況について確認を行う。
---------------------------------

(3) 報告書の公表方法

・当社ホームページにて公開。
----------------

(4) その他

--

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（令和6年3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在 都道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人停留 場、無人 停留場の 有無	公共交 通移動 等円滑 化基 準令 適合 の有 無	段差へ の対応	プ ラ ッ ト ホ ム の 数	段差が 解 消 さ れ て い る プ ラ ッ ト ホ ム	エレ ベ ー の 設 置 基 数	エ ス カ タ ー の 設 置 基 数	其 他 の 昇 降 機 の 設 置 基 数	傾 斜 路 の 設 置 箇 所 数	視 覚 誘 導 ブ ロ ッ ク の 設 置 の 有 無	案 内 設 備 の 有 無	障 害 者 対 応 型 の 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 型 改 札 口 の 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 型 券 売 機 の 設 置 の 有 無	車 椅子 用 者 の 円 滑 な 乗 降 場 の 数	使 用 者 の 円 滑 な 乗 降 場 の 設 置 の 有 無			
駅	線	県 市	人						基 ( )	基 ( )	基	箇所 ( )										
赤迫	赤迫支	長崎県 長崎市	3,500	○		○	1	1				1(1)	○		—	—	—	1	○			
住吉	赤迫支	長崎県 長崎市	2,300	○			2					2			—	—	—	2				
昭和町通	本	長崎県 長崎市	600	○			1					1			—	—	—	1				
千歳町	本	長崎県 長崎市	2,600	○			2					2			—	—	—	2				
若葉町	本	長崎県 長崎市	1,600	○			2					2			—	—	—	2				
長崎大学	本	長崎県 長崎市	2,900	○			2					2			—	—	—	2				
岩屋橋	本	長崎県 長崎市	2,300	○			2					2			—	—	—	2				
浦上車庫	本	長崎県 長崎市	1,500	○		○	2	2				2(2)			—	—	—	2				
大橋	本	長崎県 長崎市	1,200	○			2					2			—	—	—	2				
平和公園	本	長崎県 長崎市	3,100	○			2					2			—	—	—	2				
原爆資料館	本	長崎県 長崎市	2,500	○			2					2			—	—	—	2				
大学病院	本	長崎県 長崎市	2,300	○			2					2			—	—	—	2				
浦上駅前	本	長崎県 長崎市	2,400	○			2					2			—	—	—	2				
茂里町	本	長崎県 長崎市	3,000	○			2					2			—	—	—	2				
銭座町	本	長崎県 長崎市	700	○			2					2			—	—	—	2				
宝町	本	長崎県 長崎市	1,600	○			2								—	—	—					
八千代町	本	長崎県 長崎市	600	○		○	2	2				2(2)	○		—	—	—	2	○			
長崎駅前	本	長崎県 長崎市	8,700	○		○	2	2	2(2)						—	—	—	2				
五島町	本	長崎県 長崎市	1,300	○			2					2			—	—	—	2				
大波止	本	長崎県 長崎市	1,700	○			2					2			—	—	—	2				
出島	本	長崎県 長崎市	1,700	○		○	2	2				2(2)	○		—	—	—	2	○			
新地中華街	本	長崎県 長崎市	6,500	○			2					2			—	—	—	2				
西浜町	本	長崎県 長崎市	1,300	○			2					2			—	—	—	2				
観光通	本	長崎県 長崎市	2,100	○			2					2			—	—	—					
思案橋	本	長崎県 長崎市	1,400	○			2					2			—	—	—					
崇福寺	本	長崎県 長崎市	900	○		○	1	1							—	—	—	1				
桜町	桜町支	長崎県 長崎市	1,100	○		○	2	2				2(2)			—	—	—	2				
市役所	螢茶屋支	長崎県 長崎市	3,900	○		○	4	4				4(4)			—	—	—	4				
メディカルセンター	大浦支	長崎県 長崎市	500	○			2					2			—	—	—	2				
大浦海岸通	大浦支	長崎県 長崎市	600	○			2					2			—	—	—	2				
大浦天主堂	大浦支	長崎県 長崎市	1,500	○			2					2			—	—	—	2				
石橋	大浦支	長崎県 長崎市	1,600	○		○	2	2				2(2)			—	—	—	2				
浜町アーケード	螢茶屋支	長崎県 長崎市	2,500	○			2					2			—	—	—	2				
めがね橋	螢茶屋支	長崎県 長崎市	800	○			2					2			—	—	—	2				
諏訪神社	螢茶屋支	長崎県 長崎市	1,900	○			2								—	—	—					
新大工町	螢茶屋支	長崎県 長崎市	3,100	○		○	2	2				2(2)	○		—	—	—	2	○			
新中川町	螢茶屋支	長崎県 長崎市	1,900	○		○	2	2				2(2)			—	—	—	2				
螢茶屋	螢茶屋支	長崎県 長崎市	2,000	○			1					1			—	—	—	1				
(合計) 計38停留場							38停留場	0停留場	11停留場	74	22	2基 (2)	0基 (0)	0基	67箇所 (19)	4停留場	0停留場	0停留場	0停留場	0停留場	34停留場	4停留場

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第4号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーター設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。